

4つくば広聴第109号
令和4年(2022年)9月5日

県民要求実現茨城共同運動連絡会
会長 白石 勝巳 様
つくば地区共同運動連絡会
代表 伊藤 勇喜 様

つくば市長 五十嵐 立 青

「2021年度茨城共同運動市町村統一要求書」への回答について

平素は市政への深い御理解をいただき、誠にありがとうございます。
いただいた御要望等につきまして、別紙のとおりお答えいたします。

《お問合せ先(取りまとめ担当)》
市長公室 広聴室
電話：029-883-1111

2021 年茨城共同運動市町村統一要求書

1 ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

(1) 小中学校の教室内の人数について

コロナ禍の中、全国的に少人数学級を求める世論と運動が高まり、40 年ぶりに義務教育標準法が改定されました。貴自治体の現在の小中学校のクラス数を明らかにすること。

【回答：学務課】

① 全学校数と全クラス数

小学校 33 校 611 クラス、中学校 16 校 242 クラス

② 25 人以下

小学校 8 校 33 クラス、中学校 0 校 0 クラス

③ 26 人～30 人

小学校 7 校 14 クラス、中学校 0 校 0 クラス

④ 31 人～35 人

小学校 5 校 8 クラス、中学校 0 校 0 クラス

⑤ 36 人以上

小学校 25 校 556 クラス、中学校 16 校 242 クラス

(2) 特別支援学級の交流学級の生徒数を含めた場合、1 クラス内の実質的な生徒人数は何人になっていますか。

【回答：特別支援教育推進室】

① 特別支援学級の全学校数と全クラス数

小学校 32 校 128 クラス、中学校 16 校 55 クラス

② 交流学級をおこなった場合に 1 クラスが 35 人以上になる学校、クラス数

小学校 18 校 60 クラス、中学校 6 校 13 クラス

③ 交流学級で一番生徒の人数が多くなる場合の生徒数

42 人

④ 交流学級で生徒が多くなることに対する対策を市町村教育委員会で実施していますか。

【回答：学び推進課】

おこなっている

- ・交流学級には特別支援教育支援員や少人数加配等を配置しています。

(3) 不登校生徒が増加する中で、学校ではなく、不登校生徒の居場所づくりが課題になっています。

① 貴自治体では、不登校の生徒の居場所となる施設を市町村独自で開設していますか。

【回答：学び推進課】

開設している

・つくば市教育相談センター

開設時間 9：30～14：30（火曜日は10：30～14：30）

施設内容 つくしの広場による少人数指導

使用頻度 月・火・木・金

・むすびつくば（公設の不登校児童生徒支援施設）

開設時間 9：30～15：00

施設内容 つくば市に在住する小中学生が通所しやすいように、つくば駅付近に開設し、学習支援を行っている。

使用頻度 月・火・木・金

・こここ広場（公設の不登校児童生徒支援施設）

開設時間 9：30～15：00

施設内容 つくば市に在住する小中学生が通所しやすいように、研究学園駅前に開設し、学習支援を行っている。

使用頻度 月・火・木・金

（4）小中学校での生理用品無料配置について

①コロナ禍により、女性や子どもの貧困が注目され、全国でも学校のトイレへの生用品の無料配置が進んでいます。貴自治体での実施状況を教えてください。

【回答：健康教育課】

5. トイレ個室に配置

②生理用品の無料配置以外に、子どもの貧困対策として貴自治体が行っていることがあれば、教えてください。

【回答：こども未来課】

実施している

・つくばこどもの青い羽根学習会

貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもを対象とした学習支援や安心できる居場所の提供等を行っています。

・居場所づくり支援事業

生活困窮世帯等の子どもの孤立防止や生活習慣向上を目的として、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供、その他生活の向上のために必要な支援を行っています。

・子どもの学習塾代助成

市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒を対象に、学習塾の利用にかかる費用の一部を助成しています。

（5）ICT教育の現状について

①小中学校では、今年の4月に国から生徒一人1台の学習用端末（タブレット）が配付され

ました。実際に小中学校では授業ではどのように活用していますか。

【回答：総合教育研究所】

かなり活用できている

- ・教育支援システム（スタディノート）を活用した協働学習
- ・Teams で瞬時に情報共有しながら、双方向での学習
- ・情報共有と交流をしながらの対話的な学びの実施

②今年9月の休校期間中には、タブレットはどのように活用されたのでしょうか。

【回答：総合教育研究所】

かなり活用できた

- ・オンライン同時双方向の授業での活用
- ・オンラインドリル学習による基礎基本の定着
- ・Teams 等による課題提出

③休校中など家庭でタブレットを使う場合、全ての家庭でWi-Fi環境が整っていないと考えられますが、実際にタブレットを使うことに問題が全くない家庭はどれくらいですか。

【回答：総合教育研究所】

ほぼ100%問題なし

④Wi-Fi環境に問題がある家庭に対して、県の支援は十分ですか。

【回答：総合教育研究所】

かなり不十分

⑤県の支援が不十分な場合、市町村として支援をおこなっているのですか。

【回答：総合教育研究所】

おこなっている

⑥おこなっている場合の具体的支援を教えてください。

【回答：総合教育研究所】

- ・経済的困窮家庭へのモバイルルーター貸出
- ・緊急的措置対応のためのモバイルルーター貸出

⑦市町村教育委員会が考える小中学校でICT教育をおこなう場合の問題点は何ですか。

【回答：総合教育研究所】

一部問題あり

- ・ネットワークが脆弱
- ・ICT支援員不足
- ・学校間でGIGAスクール構想取組状況の進捗に格差がある

(5) 小中学校の学校給食を無料にすること。

【回答：健康教育課】

検討の予定なし

学校給食法及び同施行令において、学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費以外は、受益者負担の観点からも保護者負担とされています。

つくば市は児童生徒の数が多いため、給食費の無料化に伴って新たに市が負担する経費は、一か月あたり約9千7百万円（試算額）となることから、無料化を実施することは難しいと考えています。

(6) 今年千葉県八街市で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み児童 5 人が死傷した事故が起きました。小学生の通学路にガードレールがないことが大きな社会問題になりました。

① 貴自治体では、小学生の通学路に危険箇所は何カ所ありますか。調査結果を教えてください。

【回答：学務課】

令和3年度の点検箇所 137 か所

通学路については子どもたちの通学時の安全性を向上させるため、毎年、つくば市通学路交通安全プログラムに基づき各学校から点検要望箇所を報告してもらい、関係機関が合同で現地確認を行った上で対策を講じています。

② ガードレールのない等危険な通学路に対して、貴市町村がとった対策について教えてください。

【回答：学務課】

改修できた通学路 34 か所

③ 危険な通学路のパトロールや見回りをおこなっていますか。

【回答：学び推進課】

ほぼ毎日実施

学校の実態に応じて、教員の立哨や、ボランティアの保護者による見守りや立哨を実施するなど、子どもの安全を確保するための取組を行っています。

2 新型コロナウイルスに関わって

(1) 新型コロナウイルス感染者が、重症度に関わらず、希望すれば入院することができる病床を十分に確保することが重要です。

① 貴市では重症度にかかわらず、2021年9月1日現在で、希望すれば入院できる病床数は確保できていますか。

② 2021年9月1日現在のコロナ感染療養者は何人いましたか。

【回答：感染症対策室】

保健所の管轄となるため、市では把握していません。

(2) 貴自治体の新型コロナウイルスワクチン接種の2021年10月段階の進捗率を年代別に明らかにすること。

【回答：新型コロナウイルスワクチン接種対策室】

65歳以上	86.57%	60～64歳	83.47%
50代	82.64%	40代	77.70%
30代	71.12%	20代	67.96%
10代	55.37%		

(3) コロナ禍における自治体独自の対策を明らかにするとともに、支援拡充を行うこと。

①医療・保健対策

【回答：感染症対策室】

実施している

感染拡大により自宅療養者が急増し、行動制限された陽性者の日常生活の支援及び感染拡大防止の観点から、市独自で療養中に必要な食料品・日用品を療養者宅に無償配布実施しました。また、感染者の早期発見や日常生活を送るうえでの不安解消、社会活動の継続を目的とした市独自のPCR検査を実施しており、陽性であると判明した場合には、保健所と連携し医療機関での受診を勧めています。

②中小業者支援

【回答：経済支援室、総合交通政策課】

実施している

- ・「雇用促進支援事業」失業した市民や市内在住学生を新規雇用する事業者への交付金制度
- ・「中小企業等販路拡大支援事業」販路拡大に取り組む事業者への計画作成サポート及び事業費補助制度
- ・「経営支援ワンストップ窓口事業」国や市の経営支援制度の案内・相談及び専門家によるコンサルティング事業
- ・「タクシー事業者支援事業」市民から依頼された買い物と自宅配送を行うタクシー事業者への補助制度
- ・「交通事業者支援金」感染症拡大に伴う外出自粛などから大きな影響を受けている運転代行・貸し切りバス事業者に対する支援金の交付
- ・「公共交通支援金」感染症拡大の影響を受けている公共交通事業者に対し、地域公共交通の事業継続を支援し、市民生活への影響を回避する。
- ・「広域路線バス運行支援事業」感染症拡大に伴う外出自粛などから、収益低迷等の厳しい環境にある市域間を走行する広域路線バス事業者に対して、感染症対策を講じながら運営を継続するための支援制度

③子ども・子育て支援

【回答：こども政策課】

実施している

令和3年9月以降の離婚等により子育て世帯への臨時特別給付を受給できなかった方に対する支援給付金の支給条件について、国が設定した条件より拡大した。

④収入減少・困窮者支援

【回答：社会福祉課】

実施している

- ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施。
- ・住居確保給付金、生活困窮者自立支援金、臨時特別給付金の支給。

⑤その他の自治体独自の対策

【回答：人事課、学び推進課】

実施している

- ・「緊急雇用対策事業」感染症の影響を受けている雇用情勢への対策として、任期付き職員を採用し、同じく感染症の影響で増大した業務への人的拡充を図った。
- ・「児童生徒等の体温・体調管理事業」児童生徒等の体温・体調管理とデータ集計ができるアプリケーションを導入した。

(4)新型コロナウイルス感染の第6波に備えて、感染防止とクラスター対策から貴自治体の医療機関、介護事業所や保育園(官民間問わず)で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施できる体制を整備すること。

【回答：感染症対策室】

エ、その他

県が実施している「濃厚接触者となったエッセンシャルワーカー向け無料PCR」について、市内の検査会場を貸し出しました。

(5)市町村として県や医師会等の協力を得て、全ての住民対象に貴管内でPCR検査を実施できるようにすること。

【回答：感染症対策室】

ア、実施している

感染者の早期発見や日常生活を送るうえでの不安解消、社会活動の継続を目的とした、市独自のPCR検査を実施している。

3 最低賃金の引き上げと市町村で働く非正規職員について

(1)最低賃金の引き上げを鑑み、市町村で働く会計年度任用職員(非正規職員)の時給を

1,000円以上に引き上げることが求められています。

①貴市においては2021年4月の会計年度任用職員の最低時給はいくらですか。

2021年10月から茨城県の最低賃金が879円になりますが、貴市の会計年度任用職員の時給は変更になりますか。

【回答：人事課】

1,093円、変更なし

②貴市では、全ての会計年度任用職員の時給を1000円以上に引き上げる計画はありますか。

【回答：人事課】

既に1,000円以上になっている

③貴市では最低賃金が879円になることで、初任給の変更はありますか。

【回答：人事課】

特になし

④「同一労働同一賃金」に基づき、休暇・福利厚生等で正規職員との不合理な格差がある場合は是正することが法律で規定されています。今年度、会計年度任用職員の休暇・福利厚生で改善されたことはありますか。

【回答：人事課】

ある

改正点：育児休暇取得条件の緩和、産前産後休暇の有給化（令和4年4月1日施行）

⑤会計年度任用職員はフルタイム雇用ではなく短時間雇用がほとんどです。貴市では、フルタイム雇用に変更する検討をおこなっていますか。また、短時間雇用にしている理由は何ですか。

【回答：人事課】

検討中

すでに職種によってフルタイム雇用を行っており、雇用形態については、会計年度任用職員を任用する部署の業務量や必要性を踏まえて判断しているため、フルタイムの職種を増やすかは今後検討していきます。

4 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動は大幅に停滞しましたが、持続化給付金や家賃支援給付金といった直接支援があったため多くの中小零細業者が経営を維持できました。今年は特に東京オリンピックが開幕したころから感染が爆発的に広がり、その影響で昨年は営業を継続できた中小零細業者が今年は持ちこたえられなくなることが危惧されます。その一方で市町村の支援策は年度が変わった4月以降終了するか大幅に縮小されて

いるようです。商売をするだけにとどまらない地域を支える役割を担う地元の業者を守るために実効性のある支援策を求めます。

(1)

①小規模企業基本法に基づく、小規模事業者の実態把握の結果を示すこと。

②従業員5名以下の小規模企業者数の、直近3年間のデータを示すこと。

【回答：産業振興課】

イ、把握していない

③ ①②について把握していない場合、把握すること。

【回答：産業振興課】

イ、把握する予定なし

(2)小規模企業振興基本条例制定準備は、どこまで進んでいるか示すこと。

【回答：産業振興課】

小規模企業振興基本条例の制定については検討しておりませんが、当市では「つくば市産業戦略」を策定し、すべての事業者に満遍なく支援を行っています。

(3)昨年度、住宅リフォーム等の助成制度で地元業者の仕事に発注された件数を示すこと。

【回答：住宅政策課】

2020年度：58件

(4)地域経済に長年貢献している地元の中小業者が新型コロナウイルスの影響で苦しんでいます。労働者に休業手当を支払ったが雇用調整助成金の申請ができない業者へ休業手当の補償、社会保険料の減免、固定費の補助や売り上げ減少への補てんといった直接援助を行うこと。

【回答：経済支援室】

ウ、その他

経営支援ワンストップ窓口では、社会保険労務士による無料相談窓口を設置し、雇用調整助成金をはじめ、様々な経済支援制度の中から適した支援を活用できるように、制度の案内から申請までをワンストップでサポートしています。

(5)小規模事業者登録制度で、直近3年の利用状況を明らかにすること。

【回答：契約検査課】

	2018年	2019年	2020年
登録社数	239社	243社	247社
利用社数	10社(31件)	12社(25件)	11社(33件)

(6)小規模事業者の経営を守る金融対策を求めます。

①自治体は金融機関に「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で、積極的に案内・提案することを要請すること。

【回答：産業振興課】

情報提供を図っていきます。

②制度融資への利子補給、保証料補助を拡充、継続をすること。既に制度を持っている自治体は、制度を維持するとともに利子補給の期間を延ばすなど改善すること。

【回答：産業振興課】

市の利子補給制度は今後も維持していきませんが、災害等の有事の際には、状況に応じて期間の延長等を検討します。

(7)各市町村が新型コロナウイルスに関する経済対策を行う際には、商工会等の加入の有無などすべての事業者が平等に施策を活用できなくなる可能性のある条件をつけるのではなく、事業活動の縮小・困難のみを条件とすること。

【回答：経済支援室】

市では、国、県等の支援の届きにくい業種や経済的ダメージを強く受けた業種に対する支援等を基本方針とし、様々な事業を通して感染症の影響を受けるすべての事業者が平等に施策を活用できる独自支援策を実施してきました。今後も引き続き状況に応じた経済対策を実施していきます。

5 愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を

(1)空き家を活用した、子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保の施策の成果を示すこと。

【回答：住宅政策課】

空家等の有効活用施策として、空家バンク制度を実施しています。空家バンク制度は、2016年から開始し、物件登録は累計42件、利用登録者は累計194件、売買成約は累計9件となっています。9件のうち、子育て世代等は2件ありました。また、空家バンク登録物件を購入した市外からの移住者を対象とした空家活用補助金を2020年度に制度化し、空き家を活用した移住・定住施策を進めています。

(2)空き家リフォームに地元事業者への発注で「リフォーム助成制度」等が活用された実績を明らかにすること。

【回答：住宅政策課】

イ、実績なし

6 各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

茨城県租税債権管理機構の滞納整理では、滞納者の人権・生活・仕事を脅かす強権的で脱法的な行為が行われているとの、行政機関にあるまじき実態が報告されています。

(1)令和2年度の機構への移管、徴収、差戻、について明らかにすること。

①移管と徴収に関して

【回答：納税課】

移管事案について、表のような税目ごとに集計は行っていませんので、総数及び総額で回答します。

	移管件数	移管金額	徴収件数	徴収金額
--	------	------	------	------

総数	73件	108,921千円 (本税のみ)	326件 (延べ件数)	65,609千円 (本税のみ)

②差戻に関して

【回答：納税課】

該当事案はありません。

(2) 令和2年度に機構へ派遣した職員数、機構への財政負担金を明らかにすること。

【回答：納税課】

職員数 1人

負担金額 16,308千円

(3) 滞納者への対応は機構への移管を最大限抑制し、関係する各課と連携して滞納者の実情を十分に把握する体制をとること。

【回答：納税課】

1)

(ア) 納付相談では、滞納者の生活実態を把握する収支表を作成すること。

ア、同様の表を使用し相談をしている

(イ) 納付相談では、徴収猶予の案内をすること

ア、徴収猶予の案内を出している

2) 悪質な滞納者と決めるまでの経過を明らかにすること。

【回答：納税課】

(ア) 督促通知回数

ア、1～2

督促状は地方税法の規定により1期別に対し1度だけ通知します。

なお、納税催告書については、市税等に滞納がある限り、年間複数回通知します。

(イ) 機構に送る以前の相談回数

ウ、4～

機構への移管以前に、移管予告通知書の発送や幾度もの納税相談を行っています。

(ウ) 督促をしても納税相談が無い場合の対応

ウ、その他

一律の対応はできないことから、滞納者それぞれの生活や収入状況などの法令上可能な調査を実施し、個別に対応しています。

(エ) 訪問回数

選択肢以外

必要に応じて訪問しています。回数は決めていません。

(オ) 訪問日時 (複数回答可)

ア、平日

(カ) 訪問して会える確率

ア、0~29%

(キ) 訪問する公務員の立場

ア、正規 (徴税吏員)

(4) 滞納額の分納を行わせる場合は、分納計画書等を取交し、職員との口頭による約束としないこと。

【回答：納税課】

相談者と納税確約書を取り交わし、書面にて納付計画を立てています。また、日ごろからトラブルに至らないよう留意して納税相談を行っています。

(5) 新型コロナウイルスの影響による商売や生活の困難は昨年よりも厳しくなっています。

滞納者に対する差し押さえや競売を慎むこと。構成員である市町村より機構に対して、強権的・脱法的な徴収行政を行わないよう求めること。

【回答：納税課】

差し押さえ等については、従来から「税負担の公平性」の原則に立ち、法令に基づき執行しております。現在も新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対しては、これまでに国や県が発信した緊急事態宣言や外出自粛要請、関係機関からの助言などを考慮した上で、柔軟かつ適切に対応するよう努めております。

また、茨城租税債権管理機構は、広域的かつ専門的で効率的な徴収体制を整備し、市町村税の徴収業務を専門的に行うとともに、市町村税務徴収職員の研修を行う機関です。市町村から移管を受けた租税債権を確実に徴収することを目的とし、納税の公平性を担保するために、適正かつ的確に事務処理を行っています。

なお、茨城租税債権管理機構は法律を逸脱するような徴収行政は行っていません。

(6) 外国では日本の消費税にあたる付加価値税を減税する動きが広がっています。消費税の減税は中小業者の営業や低所得者の生活を下支えすることにつながります。消費税の税率を5%に引き下げよう国に要請すること。

【回答：財政課】

消費税法では、消費税収の用途を明確化し、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされています。法律に基づき運用されていることであるため、市としてコメントする立場にはないと考えます。

(7) 消費税の増税および複数税率制にともない税金計算のベースとなる証票の記入と保管を義務づけるインボイス制度が導入された場合、免税業者はインボイスを発行できず、取引において排除される可能性がある旨をきめ細かく広報すること。

【回答：市民税課】

複数税率制も含め、消費税法改正に伴う広報については、関係機関と連携し、改正趣旨

を考慮した上で、掲載時期や内容を決定し、広報紙等で情報提供いたします。

7 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

(1) 国民健康保険は地域住民の生存権(憲法第25条1項)を保障する社会保障制度であり、保険税(料)の滞納を理由に安易な保険証とりあげや給付制限を行うべきではありません。悪質とはいえ保険税(料)の滞納を理由に短期保険証や資格証明書の発行を行わないこと。

【回答：国民健康保険課】

短期保険証や資格証明書の発行を行っていますか。

ア、行っている

今後上記の発行を抑制することを

イ、考えていない

(2) 全国知事会は2014年に国保に対する1兆円の公費投入を求めています。国の財政支出をさらに増額し、保険税(料)の引き下げを図るよう国に要請すること。

【回答：国民健康保険課】

全国市長会において、令和4年度国の施策及び予算に関する提言(令和3年11月18日)の中で、公費3,400億円の財政支援について継続して実施するとともに更なる拡大を図ることを求めています。

(3) 茨城県独自の法定外繰入を県に要請すること。

【回答：国民健康保険課】

平成29年度から継続して県補助金等の新設を要望しています。

(4) 都道府県化にあたって国は、市町村による一般会計からの法定外繰入を認めてきましたが、激変緩和措置の縮小、廃止が懸念されます。激変緩和措置を継続すること。

【回答：国民健康保険課】

茨城県では平成29年度において既に将来にわたる激変緩和措置額を算定しており、令和4年度においても継続されています。

(5)

① 一世帯当たりの平均保険税(料)の対前年度増減額を明らかにすること。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額(現年分・本算定時)

令和3年度 158,205円

令和2年度 160,256円

増減額 △2,051円

② その増減額は、一般会計繰入金金の増減額や都道府県化による影響が有るのか、見解を示すこと。

【回答：国民健康保険課】

一世帯当たりの調定額の増減額は、国保会計歳入額の増減に繋がるため歳出超過となった場合は一般会計繰入金の影響があります。また、平成30年度からの制度改正に伴い、県から通知された国保事業費納付金をもとに国保税率の改正をおこなっているため都道府県化による影響があります。

- (6) 全国知事会等国保関係者は昨年、国に対して財政支援の拡充や子どもにかかる均等割の軽減を求めました。保険税(料)の算定にあたって、子どもの分(大学生まで)の均等割について国の制度待ちにならずに減免を行うこと。

【回答：国民健康保険課】

令和4年度から未就学児の均等割軽減措置を実施します。さらに、6歳(小学生)から18歳以下の被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)については、市の条例を改正し、均等割の減免を実施します。

- (7) 昨年より売上が3割減の見込みの方は国保の減免がありますが、納付書に案内を同封するなど周知を徹底するとともに申請を簡易に行えるようにすること。

【回答：国民健康保険課】

令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、納税通知書に案内通知を同封しているほか、広報紙及び市のホームページにおいても周知をしています。また、ホームページにて所得ごとに記載例を掲載するとともに郵送での提出も可能としており、容易に申請できるよう配慮しています。

- (8) 国民健康保険法第44条では、保険者が独自に基準を定めて、「特別の理由がある」ために患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に一部負担金を減額、支払の免除、徴収の猶予の措置をとることを認めています。

この制度にもとづき災害等の基準を設けていますが、事業の縮小・休業、廃業など所得減少も対象にすること。

【回答：国民健康保険課】

ア、対象にしている

- (9) 協会けんぽ等の被用者保険との間での給付の格差を是正するため、また疾病や出産等で一時的に収入が途切れた際に貧困に陥ることを防ぐために、国保に加入している事業主に対する傷病手当金の支給や出産する女性の国保加入者に対する出産手当金の支給を行うこと。疾病や出産等を理由とした所得の減少があった際には保険料(税)の減免を行うこと。

【回答：国民健康保険課】

事業主に対する傷病手当金や出産する女性の国保加入者に対する出産手当金は現在のところ支給していませんが、他自治体の動向を見ながら検討していきます。

傷病によって世帯所得が半減した場合については、市条例に基づき国保税の減免を行っています。

8 小規模家族農業の保護を最優先した農政への転換を

国連は、2019年からの10年間で「家族農業の10年」と定めています。かつて農業の大規模化・食料貿易自由化を推進してきた国連は、持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。

利潤追求を第一の目的とした大規模企業経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化継承、地域経済への貢献を現に担っています。

ところが、政府の大規模化優先・企業経営優遇政策によって、小規模家族経営が逆に厳しい経営を余儀なくされているのが実情です。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、外食需要が大幅に減り、米価が1俵2,000～3,000円も暴落しています。これでは営農を続けられないという声が沸き起こっています。

(1) 米価対策として、備蓄米の買入れを増やすこと等により需要を超える米を市場から隔離することが必要です。備蓄米の買入れを増やすことなど米の市場隔離策を講じるよう国に求めること。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

市では、米価暴落を食い止める手法としては、主食用米の生産調整を行うことが重要であると考えています。

(2) 米の価格補てんなど市町村独自の支援策を講じること。

【回答：農業政策課】

エ、検討しない

米生産者の経営安定には、経営所得安定対策等推進事業や生産調整の推進が重要であると考え、市では、国の水田活用の直接支払交付金への上乗せとして、生産調整を達成した農業者への補助事業を実施しています。

(3) 学生などの困窮者向けに食糧配布を行う自治体や食料配布を行うとりくみを支援する自治体が増えています。米などの地場産食料を買い入れて困窮者に配布すること。または食料配布を支援すること。

【回答：社会福祉課】

エ、検討しない

食糧支援は社会福祉協議会で実施しているため、市では実施する予定はありません。

9 東海第二原発廃炉、原子力防災対策の強化を

(1) 東海第二原発の再稼働を認めないこと

営業運転開始から43年が経過した東海第二原発は、福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。東日本大震災で被災し随所にひ

び割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。

ケーブルは、全体の半数以上が、OFケーブルなど燃え易いケーブルのままで残されま
す。直下地震が全国最多の原発であり、30km 圏内の人口も全国最多です。10 年以上稼
働しておらず、危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。
本年 3 月 18 日、水戸地裁は、避難計画に不備があることを理由に、「東海第二原発を運
転してはならない」と命じました。しかしながら、日本原電は、来年秋には、核燃料を
装荷して原子炉を稼働し、試運転に入るものと見られます。

国の「原子力災害対策指針」では、避難計画は、廃止措置計画が認可され照射済核燃料
が十分に冷却されていれば、概ね 5 km圏内のみでよく、照射済核燃料が乾式保管されれ
ば、避難計画の策定自体が不要となります。

①日本原電に対して、東海第二原発を再稼働しないまま廃炉とするように求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

原子力所在地域首長懇談会の動向を注視し、検討していきます。

②日本原電と原子力安全協定を結ぶ茨城県と近隣 6 市村に対して、東海第二原発の再稼働、
核燃料の装荷や試運転による再起動を了解しないように求めること。

【回答：環境保全課】

ウ、検討する

茨城県内各自治体の動向を注視し、検討していきます。

(2) 広域避難計画の実効性確保に詳細かつ慎重な検討を

東海第二は、30 km圏内に 94 万人が住む日本一人口過密地域にある原発であり、首都東
京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。瀬尾
健氏(京都大学)の試算によれば、東海第二原発の事故により 30 km圏内で数十万人の急
性死が見込まれるほか、東京都民も 8 日後までに避難しなければ 18%がガンで死亡す
るとしています。数千万人が避難しなければならないことになり、最悪の原発事故を想
定した避難計画の策定は到底不可能です。

自然災害などにより道路機能が 10%低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。
病人など要配慮者の避難にいたっては、交通麻痺がないとしても、現実的な避難計画の
立てようがないのが実態です。地震や水害、感染症との複合災害を想定することも必要
です。感染症対策について大井川知事は「防護措置と感染症対策の両立は困難」との認
識を示しています。福島第一原発事故と同程度の事故を前提にしても、実効性のある避
難計画が策定できないことは明らかです。

2) U P Z 外 (30 km圏外) の自治体の場合

①水戸市の避難先の一つである千葉県松戸市では、水戸市からの算出方法見直しの要請を

受け、感染症対策を考慮して一人当たり4㎡で計算し直した結果、受入れ可能人数は半減しました。この動きは、松戸市だけに止まらないものと見られます。

感染症対策を考慮したうえで責任をもって受け入れるためには、収容人数等を大幅に見直す必要があると考えますが、見解を明らかにすること。

【回答：危機管理課】

ウ、どちらともいえない

県や水戸市では感染症対策を講じるため、1人当たりの避難所面積の見直しをはじめているため、必要な協議を行っていきませんが、現時点ではどちらともいえません。

3) PAZ・UPZ内、UPZ外どちらも

①実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことから「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えるが、見解を示すこと。

【回答：危機管理課】

ウ、どちらともいえない

避難計画の策定途中であり、現時点ではどちらともいえません。

10 気候変動対策は“待ったなし”-カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現をめざし、積極的なCO₂削減目標をかかげ、地産地消型の再エネ導入を推進すること。

いま私たちは新型コロナ・パンデミックと気候変動の「二つの危機」に直面し、その対策は“待ったなし”となっています。世界の科学者の知見をまとめたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)「報告書」(2021年9月8日公表)では、気候変動危機は産業革命以後の人間活動(CO₂排出)が原因であることは「疑う余地がない」と厳しく指摘しています。すでに地球の気温上昇は1.1℃に達し、今年も豪雨・台風・干ばつ・森林火災など深刻な被害が世界各地で起きています。何としても1.5℃に抑えることが人類生存の大前提になっています。

いまこそ気候変動危機を回避するエネルギー政策に転換することを最優先しなければなりません。人類の未来を決める歴史的な分岐点ともいえるCOP26(2021年10月30日~11月12日、イギリス・グラスゴー開催)が目前に迫り、政府は「2050年までに二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロ」(カーボンニュートラル)を表明し、「2030年までにCO₂排出46%削減の目標」を打ち出しました。市民からは「削減目標は不十分」「依然として原発・石炭依存で再エネ目標が低い」と批判の声が上がっています。

私たちは「ゼロ宣言」を表明した27自治体をはじめ茨城県及び県下市町村全体がカーボンニュートラル(脱炭素社会)をめざし、積極的なCO₂削減目標をかかげ、地産地消型の再エネ導入を推進する対策を講じることが緊急の課題と考えます。

(1)茨城県は7月12日の茨城共同運動との懇談交渉において「カーボンニュートラルは世界的な課題であり、気候変動への対応は大変重要であると認識している」と表明、具体的なロードマップを検討中であると回答しています。国全体で2050年排出ゼロ目標な

ら、自治体も 2050 年排出ゼロ目標としなければなりません。県内全市町村は 2050 年カーボンニュートラル目標を宣言すべきです。またその達成をめざし、国全体の 46%削減目標を最低でも上回る 2030 年までの CO2 削減の積極的な目標を決め、その目標を定め、かつその達成の具体的な対策を定め、対策を推進・担保する政策を定めた自治体地域の温暖化防止行動計画を早急に定めるべきと考えます。

貴自治体の見解を明らかにしてください。

【回答：環境政策課】

市では、令和 4 年 2 月にゼロカーボンシティ宣言を実施しました。

また、「つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市域の温暖化対策の取組を進めています。

(2)いまこそ世界の流れにそって原発・石炭に依存しない、再エネ 100%をめざすエネルギー政策への転換が急務と考えます。再エネの地域ポテンシャルに関する環境省調査をふまえ、再エネを地域資源として認識し、地産地消型の再エネ導入を推進すべきではないでしょうか。とくに農業県である茨城県の場合、ソーラーシェアリングが有効と考えます。

地域住民の納得・合意のない、地域の環境を破壊するメガソーラ等は規制すべきです。地域主体が地域の資源を優先して利用し、乱開発防止のため優先地域と禁止地域を全ての土地について定める「ゾーン制」の条例化が急務と考えます。

消費側でコンセントの先を考え脱炭素にむけた電気の選択を促すため、小売電気事業者の電力量あたり排出量、再エネ割合を一覧にして情報提供すべきです。また将来は地域の再エネ電力を集め地域に供給する地域小売電気事業者を設立し、自治体域内の再エネ電力 100%達成を加速すべきです。

自治体施設は 2030 年迄に施設の再エネ発電設備からの電力と、外から購入する電力をあわせて全て再エネ電力にすべきです。貴自治体の見解を明らかにしてください。

【回答：環境保全課、都市計画課、環境政策課】

太陽光発電設備の規制については、「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」により、筑波山及び宝篋山の景観等の保全や土砂災害の誘発の防止を目的として、国定公園区域と土砂災害警戒区域を合わせた区域を事業禁止区域として指定しています。

それ以外の地区を禁止区域として規制することは、弁護士を含めた専門家と協議を重ねた結果、土地所有者の財産権を侵害するとの判断に至り、禁止区域の指定については、十分な議論を経た結果であることを御理解くださいますようお願い申し上げます。

太陽光発電設備を設置する場合は、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン」により、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全を図るための配慮事項に基づき、適正な設置を誘導しております。さらに、発電出力 50kw 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」に基づき、事前に市に計画書を提出していただくことで、より適正な設置を誘導しています。

電力などのエネルギー需給は、社会経済やエネルギーインフラの影響を受けることから、それらの状況を考慮しながら再エネ電力の導入を推進します。

また、地域新電力も同様の影響を大きく受けることから、慎重に検討を行います。

(3)再エネ導入の推進と同時に省エネを徹底することが極めて重要と考えます。とくに住宅建築ゼロミッションなど高い断熱性をもつ省エネ基準を設け、対策をすすめるべきではないでしょうか。独自に定められなければ県がゼロエミッション住宅・ゼロエミッションビルを断熱規制基準にするよう働きかけることが求められます。

また、更新時に省エネ機器や電気自動車を選択できるよう、エネルギー効率や価格情報を提供すべきです。自治体施設は設備更新時に省エネ設備導入を計画的に行い、省エネトップクラスのビルに生まれ変わること民間の模範となるべきです。公営住宅も断熱改修と省エネ設備導入で、温暖化対策と入居者の光熱費削減・福祉向上を実現すべきです。貴自治体の見解を明らかにしてください。

【回答：環境政策課、住宅政策課】

市では、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を設定し、国の誘導基準を上回る基準を設定して、市域の建築の低炭素化を誘導しています。

また、「つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、省エネ改修や再エネ電力の導入により、公共施設の低炭素化を図っており、今後も ZEB などの制度を活用して取組を推進します。

市営住宅については、「第2次つくば市市営住宅長寿命化計画」の実施方針に基づき、建替事業の際に省エネに配慮した設計を行います。また、既存の市営住宅についても、大規模改修等の機会を捉え、共用部照明の LED 化を行い、光熱費の削減を行っています。

(4)産業部門の排出割合の大きい（約 60%）茨城県の地域特性から産業競争力の維持が強調され、消極的な対策が目立ちますが、むしろ世界では再エネ 100%に積極的な対応をした企業ほど競争力を強めている事実があります。雇用を確保し、地域経済を守るためにも再エネへの転換が求められています。市町村はその転換のための政策を導入すべきです。貴自治体の見解を明らかにしてください。

【回答：環境政策課】

市では、高圧受電の公共施設を対象として、電力需給において市域のモデルとなるように、電力の排出係数に基準を設定した入札制度を導入しています。今後は、公共施設の再エネ電力の導入についても社会状況を考慮した上で検討します。

また、産業部門や業務部門における省エネ・再エネの推進は効果的であるため、推進施策を検討します。

(5)茨城県は「本県の再エネポテンシャルを十分に活かせるよう市町村と密接な連携をはかる」と支援策を強める方向を表明しています。各市町村は地産地消型の再エネ導入の担

当者を決め、茨城県との連携・協力関係をつくることが急務と考えます。真っ先に県下各ブロックに茨城県の支援アドバイザーを配置し、地域の企業と住民が専門的知見を得て省エネ再エネを導入できるよう支援し、同時に各市町村を支援する体制が必要ではないでしょうか。貴自治体の見解を明らかにしてください。

【回答：環境政策課】

地産地消型の再エネ導入については専門的な知見を要することから、企業、住民、自治体を支援する制度は有効と考えます。

つくば地域共同運動連絡会準備会 独自要求

1 持続可能なつくばのまちづくりについて

- ① 太陽光発電会社がソーラーパネルを無秩序に設置している。環境に配慮した設置条例を策定し、都市計画に落とし込んでいくこと。

【回答：環境保全課、都市計画課】

太陽光発電設備の規制については、「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」により、筑波山及び宝篋山の景観等の保全や土砂災害の誘発の防止を目的として、国定公園区域と土砂災害警戒区域を合わせた区域を事業禁止区域として指定しています。

それ以外の地区を禁止区域として規制することは、弁護士を含めた専門家と協議を重ねた結果、土地所有者の財産権を侵害するとの判断に至った経緯があります。このため、禁止区域の指定については、十分な議論を経た結果であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

太陽光発電設備を設置する場合は、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン」により、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全を図るための配慮事項に基づき、適正な設置を誘導しております。さらに、発電出力 50kw 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」に基づき、事前に市に計画書を提出していただくことで、より適正な設置を誘導しています。

- ② つくば市内における自転車道について、自転車通行帯がある道路に設置している歩道にある自転車歩行者道の標識については、自転車・歩行者及び自動車の全て者にとって混乱の元となるため、自転車歩行者道の標識は撤去し歩行者専用とすること。

【回答：防犯交通安全課】

自転車歩行者道の標識の設置や撤去につきましては、管轄が公安委員会（警察）となるため、4月1日につくば警察署交通課に要望事項を文書で申し伝えました。

- ③ 国家公務員宿舎に隣接したペDESTリアンデッキは市民の生活用通路としても活用されている。公務員宿舎が廃止されてもその役割が変わることが無いことから、通学路や大通りを渡るための通路など生活に必要な通路については市で買い取り維持管理を行うこと。

【回答：学園地区市街地振興課、道路管理課】

国家公務員宿舎は、これまでの経緯や周辺住民の皆様からの要望も踏まえ、国家公務員宿舎跡地を購入する開発事業者に対し、良好な都市環境を維持するための様々な要請を行って

います。

当該通路が道路として市に移管される意向が事業者等により示された場合には、市で維持管理を行います。

④自然と文化に調和する人間主体の街（地域）づくりとして、自然にうまく混在し持続可能な社会形成という長期的視点により、対話などにより地域住民が納得できる民主的プロセスに従って地域計画を行うこと。

【回答：企画経営課】

市政運営の過程において、市民の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことは重要であると考えており、平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「つくば市市民参加推進に関する指針」では、情報の積極的な発信や、参加しやすい環境づくり、市民意見の積極的な反映を基本的な考え方とし、より市民意見を取り入れた納得性の高い行政運営に取り組みます。

2 誰もが安心して暮らせるつくばのまちづくりについて

①身体障害者手帳の対象とならない軽中等度難聴者の補聴器購入負担は極めて大きく、全国に目を向ければ助成をする自治体が増えて来ている。市議会でも趣旨採択となっている助成制度を早期に創設すること。

【回答：高齢福祉課】

加齢性難聴者への補聴器購入補助制度については、第 90 回全国市長会（令和 2 年 6 月 3 日）において、国に対して制度の創設についての提言が行われていることから、国の動向を注視しています。

②認知症で本人による介護サービスの利用拒否が見られている様な方は、健診を受けることが困難である。事前申し込み等による状況把握のうえでサポーターが付き添うなどの対応を行うなど、認知症であっても安心して健診が受けられる様な体制を整えていくこと。

【回答：地域包括支援課】

認知症の方が地域の皆様と安心して健診を受けられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症サポーター養成講座等の事業を通して、地域の皆様の認知症に関する正しい理解を深める取り組みを実施していきます。

③ゲノム編集食品の開発や栽培が本格化して来っており、筑波大教授が開発した「高 GABA ト

マト」(5月から一般向けに苗の無料配布開始)の販売が、2021年9月15日から始まるなどの動きが見られる。こうしたゲノム編集食品は特定の遺伝子を切断して作られ、環境への影響や食品としての安全性の確認がされてない。こうしたゲノム編集食品の開発は今後も推進されると思われることから、流通にあたっての消費者の選択権の保障は社会的に重要である。自治体にあってもその確保に努めること。

【回答：農業政策課】

ゲノム編集作物であることの表示については、現在は義務化されていませんが、国は「消費者の自主的かつ合理的な選択の観点からは、厚生労働省に届出されて同省のウェブサイトで公表されたゲノム編集技術応用食品又はそれを原材料とする食品であることが明らかな場合には、積極的に情報提供するよう努めるべきと考えます。」(消費者庁「ゲノム編集技術応用食品に係るQ&A」より)としています。

「GABA 高蓄積トマト」については、販売会社により、ゲノム編集技術を利用したことが分かるよう「ゲノム編集技術で品種改良をしました」「届出済」の文言を含めたマークが表示されます。

今後も国の取扱いや、ゲノム編集関連の届出状況等について注視していきます。

④大きくなりすぎた街路樹の根が歩道の舗装を押し上げ、歩行に危険な場所が多くある。さらに植え込みが存在する場所では、夜間は街灯の影となり足下が全く見えない箇所も多い(特に北大通りと西大通りとの交差点の西側)。歩行者、ベビーカー、車椅子などが安全に通行できるように根上がり対策を行うこと。県道や国道については県や国に対し申し入れを行う事。

【回答：道路管理課、道路計画課】

市道における街路樹の根上がり対策については、状態の悪い箇所から順次修繕工事を実施していきます。街路樹の枝や植え込みが街路灯の明かりを遮っていると見受けられる箇所については、剪定を行い明るさを確保いたします。

また、国・県道の歩道の街路樹の根上り対策及び伐採等については、所管する茨城県土浦土木事務所に申し伝え、対応の検討をお願いしました。

⑤自転車通行帯がある車道の左側を自転車が通行する際に、路線バスから自転車に向けて外向きの拡声器で通行しないようにアナウンスしていることがある。軽車両(自転車等)が車道を通行することは道路交通法でも定められていることから、バス事業者へ法令遵守について指導を行うこと。

【回答：総合交通政策課】

御指摘の内容については、路線バス運行事業者に申し伝えます。

3 次世代継承にむけた教育環境づくりについて

①つくば市の県立高等学校不足は喫緊の課題であり早急に新設するよう、特別の対策を講じて、県にこれまで以上に強く要望、誘致すること。

【回答：総務課】

県立高等学校の新設については、「茨城県の予算編成等に対する要望」において、平成29年度(2017年度)から継続して、市長から知事へ要望しています。

一方で、平成31年(2019年)2月に茨城県教育委員会が策定した「県立高等学校改革プラン 基本プラン」では、中学校卒業生数の変動に対しては、エリアごとの募集定員の調整で対応する旨が示されており、つくば市内での新たな県立高等学校の整備計画は示されておりませんので、引き続き県立高等学校の新設を要望していきます。

②県立高校の学力が上位の学校(第一高校)のほぼ全てが中等学校となった。つくば市では小中一貫教育を取り入れているが、中学校卒業時に第一高校を受験できないことから、中学校受験を希望する者も多い。小中一貫教育を見直し小学校では中学校受験を前提としたカリキュラムを行うこと。

【回答：学び推進課】

つくば市では、小中一貫教育を取り入れています。その目的として9年間を通して小・中学校教育の連続性を確保することを重視しています。なお、カリキュラムについては学習指導要領に基づき実施しているところですが、中学校受験を前提としたカリキュラムについては今後検討していきます。

③小中一貫教育により、受験できる公立高校が減少することから、市立高校を新設すること。

【回答：教育総務課】

市立高校の設立及び運営には、大規模な設備投資やランニングコストが伴いますが、現在市では、児童生徒数の急増に対応するため小中学校の建設が続いており、市の財政状況は逼迫した状況にあります。

また、市立高校の設置は、教員の採用や育成についても市が担うこととなるため、費用面だけでなく教育の質の確保の面からも、市立高校の設置は難しいと考えています。